

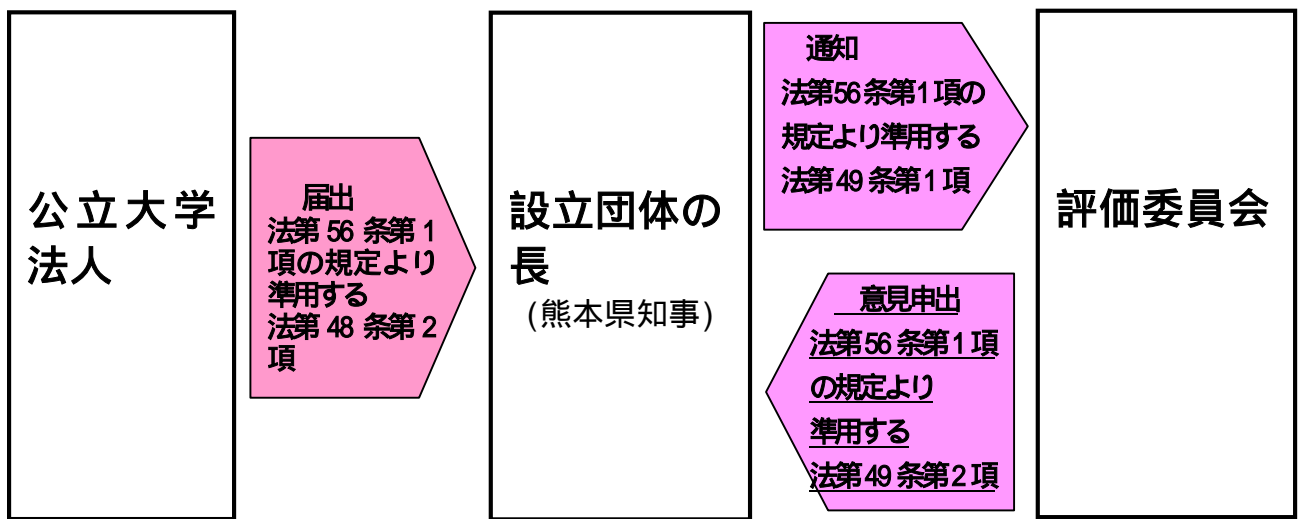
役員報酬等の支給基準に係る意見聴取について

1 趣 旨

令和2年(2020年)12月1日及び令和3年(2021年)4月1日、それぞれ公立大学法人熊本県立大学理事長から、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第56条第1項の規定により準用する法第48条第2項の規定により役員報酬の基準の変更について、設立団体の長である熊本県知事に対して届出があった。

評価委員会は、法第56条第1項の規定により準用する法第49条第1項の規定により知事から「役員報酬等の支給基準」の通知を受け、同条第2項の規定により第三者機関として客観的及び専門的見地から役員報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかを精査し、設立団体の長に対し意見を申し出ることができる。

2 手続に係るイメージ図



3 変更の概要について

基準の名称：公立大学法人熊本県立大学役員の給与に関する規則

【令和2年(2020年)12月1日分】

- ・ 県の給与改定(令和2年(2020年)12月期)に準じた変更を行うもの
常勤役員の期末手当 1.7月分 1.65月分

【令和3年(2021年)4月1日分】

- ・ 事務局長の給与水準について、県特別職(病院事業管理者)との整合を図るもの
基本給月額 706,000円 650,000円に改定
- ・ 県の給与改定(令和3年(2021年)6月期)に準じた変更を行うもの
常勤役員の期末手当 1.65月分 1.675月分

<参考> 県 特別職の給与改定

	改定前		令和2年度(2020年度)改定		令和3年度(2021年度)改定	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1.7	1.7	1.7	1.65	1.675	1.675
合計	3.4		3.35		3.35	

県情文第453号

令和2年(2020年)12月10日

熊本県公立大学法人評価委員会

委員長 猪股 裕紀洋 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公立大学法人熊本県立大学の役員報酬の基準変更に係る届出について(通知)

このことについて、公立大学法人熊本県立大学より別添のとおり届け出がありました。

つきましては、地方独立行政法人法(以下「地独法」という。)第56条第1項の規定により準用する同法第49条第1項の規定に基づき通知します。

なお、本件の届出に関しては、地独法第56条第1項の規定により準用する同法第49条第2項の規定に基づき公立大学法人評価委員会は設立団体の長に対し意見を申し出ることができることを申し添えます。

熊本県総務部 総務私学局 県政情報文書課
担当：久多見(くたみ)
TEL：096-333-2061 FAX：096-384-6552
e-mail：kutami-t@pref.kumamoto.lg.jp

熊県大第288号

令和2年(2020年)12月1日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

公立大学法人熊本県立大学

理事長 白石 隆

役員の報酬及び職員の給与の基準変更に係る届出について

このことについて、別紙のとおり基準を変更したので、地方独立行政法人法第56条第1項の規定により準用する同法第48条第2項及び同法第57条第2項の規定により届け出ます。



公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則 新旧対照表

改定(案)	現行	備考
<p>公立大学法人熊本県立大学の役員に関する規則</p> <p>第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則の例による。ただし、職員給与規則第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p><u>附 則（令和2年12月1日熊本県大第4号）</u></p> <p><u>この規則は、令和2年12月1日から施行する。</u></p>	<p>公立大学法人熊本県立大学の役員に関する規則</p> <p>第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則の例による。ただし、職員給与規則第30条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	

県情文第17号

令和3年(2021年)4月9日

熊本県公立大学法人評価委員会

委員長 猪股 裕紀洋 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公立大学法人熊本県立大学の役員報酬の基準変更に係る届出について(通知)

このことについて、公立大学法人熊本県立大学より別添のとおり届け出がありました。

つきましては、地方独立行政法人法(以下「地独法」という。)第56条第1項の規定により準用する同法第49条第1項の規定に基づき通知します。

なお、本件の届出に関しては、地独法第56条第1項の規定により準用する同法第49条第2項の規定に基づき公立大学法人評価委員会は設立団体の長に対し意見を申し出ることができることを申し添えます。

熊本県総務部 総務私学局 県政情報文書課
担当：久多見(くたみ)

TEL：096-333-2061 FAX：096-384-6552

e-mail：kutami-t@pref.kumamoto.lg.jp

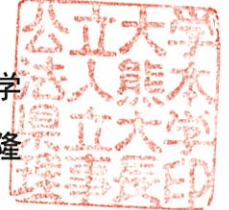
熊県大第2号

令和3年(2021年)4月1日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

公立大学法人熊本県立大学

理事長 白石 隆



役員の報酬及び職員の給与の基準変更に係る届出について

このことについて、別紙のとおり基準を変更したので、地方独立行政法人法第56条第1項の規定により準用する同法第48条第2項及び同法第57条第2項の規定により届け出ます。

公立大学法人熊本県立大学の役員に関する規則 新旧対照表

新	旧	備考								
<p>公立大学法人熊本県立大学の役員に関する規則</p> <p>平成18年4月1日 熊本大規則第3号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公立大学法人熊本県立大学の役員に関する規則 関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 役員は、理事長、副理事長及び常勤の理事（以下 「常勤役員」という。）については、基本給、通勤手当及び期 末手当とし、非常勤の理事及び監事（以下「非常勤役員」とい う。）については非常勤役員手当とする。</p> <p>(給与の支給日)</p> <p>第3条 常勤役員の給与（期末手当を除く。）は、毎月21日に 支給する。</p> <p>2 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。</p> <p>3 前2項に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年 法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）、日 曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に 最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。</p> <p>(基本給)</p> <p>第4条 常勤役員の基本給月額、次表に定める号給とする。</p> <table border="1" data-bbox="1209 1411 1388 1792"> <tr> <td>号給</td> <td>基本給月額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>650,000</td> </tr> </table>	号給	基本給月額	1	650,000	<p>公立大学法人熊本県立大学の役員に関する規則</p> <p>平成18年4月1日 熊本大規則第3号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公立大学法人熊本県立大学の役員に関する規則 関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 役員は、理事長、副理事長及び常勤の理事（以下 「常勤役員」という。）については、基本給、通勤手当及び期 末手当とし、非常勤の理事及び監事（以下「非常勤役員」とい う。）については非常勤役員手当とする。</p> <p>(給与の支給日)</p> <p>第3条 常勤役員の給与（期末手当を除く。）は、毎月21日に 支給する。</p> <p>2 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。</p> <p>3 前2項に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年 法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）、日 曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に 最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。</p> <p>(基本給)</p> <p>第4条 常勤役員の基本給月額、次表に定める号給とする。</p> <table border="1" data-bbox="1209 622 1388 1003"> <tr> <td>号給</td> <td>基本給月額</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>706,000</td> </tr> </table>	号給	基本給月額	1	706,000	
号給	基本給月額									
1	650,000									
号給	基本給月額									
1	706,000									

2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000

- 2 前項の号給は、常勤役員に就任する者の経歴等を勘案し、経営会議及び理事会の議を経て、理事長が決定するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定にかかわらず、その者の業務実績に並び、同項の規定による基本給月額額の100分の20の範囲内で、経営会議及び理事会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。

(非常勤役員手当)

第5条 非常勤役員手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事 日額 30,000円
(2) 監事 日額 30,000円

- 2 非常勤役員手当は、非常勤役員が執務を行った日に支給するものとする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員の通勤手当は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）の例による。

(期末手当)

第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則の例による。ただし、職員給与規則第30条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000

- 2 前項の号給は、常勤役員に就任する者の経歴等を勘案し、経営会議及び理事会の議を経て、理事長が決定するものとする。
- 3 理事長は、前項の規定にかかわらず、その者の業務実績に並び、同項の規定による基本給月額額の100分の20の範囲内で、経営会議及び理事会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。

(非常勤役員手当)

第5条 非常勤役員手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事 日額 30,000円
(2) 監事 日額 30,000円

- 2 非常勤役員手当は、非常勤役員が執務を行った日に支給するものとする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員の通勤手当は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）の例による。

(期末手当)

第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則の例による。ただし、職員給与規則第30条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

(月の中で就任又は退職した場合の給与)

第8条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員に就任当月分の給与(通勤手当及び期末手当を除く。以下この条及び次条において同じ。)を支給する場合は、給与の日に月の初日からその者が常勤役員となった日の前日にいたるまでの土曜日、日曜日及び休日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退職した常勤役員に退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日に、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの土曜日、日曜日及び休日以外の日数を乗じて得た額を給与月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与月額の全額を支給する。

(給与の日額)

第9条 前条に規定する給与の日額は、給与月額を当該月の土曜日、日曜日及び休日以外の日で除して得た額とする。

(給与の支払方法)

第10条 常勤役員の給与は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤役員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第11条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、役員の給与の支給に関し必要な事項は、職員の例による。

(月の中で就任又は退職した場合の給与)

第8条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員に就任当月分の給与(通勤手当及び期末手当を除く。以下この条及び次条において同じ。)を支給する場合は、給与の日に月の初日からその者が常勤役員となった日の前日にいたるまでの土曜日、日曜日及び休日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退職した常勤役員に退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日に、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの土曜日、日曜日及び休日以外の日数を乗じて得た額を給与月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与月額の全額を支給する。

(給与の日額)

第9条 前条に規定する給与の日額は、給与月額を当該月の土曜日、日曜日及び休日以外の日で除して得た額とする。

(給与の支払方法)

第10条 常勤役員の給与は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤役員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第11条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、役員の給与の支給に関し必要な事項は、職員の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第7条の規定の適用については、同条ただし書き中「100分の140」とあるのは「100分の160」とあるのは「100分の140」とあるのは「100分の145」とする。
- 3 平成22年12月に支給する期末手当に関する第7条の規定の適用については、同条ただし書き中「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とあるのは「100分の137.5」とあるのは「100分の150」とする。

附 則（平成21年3月31日熊県大規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月25日熊県大規則第1号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年11月27日熊県大規則第3号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日熊県大規則第6号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日熊県大規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月18日熊県大規則第6号）

（施行日）

- 1 この規則は平成26年12月18日から施行する。ただし、改正後の第7条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
（期末手当に関する経過措置）
- 2 平成26年12月に支給する期末手当については、第7条の

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第7条の規定の適用については、同条ただし書き中「100分の140」とあるのは「100分の160」とあるのは「100分の140」とあるのは「100分の145」とする。
- 3 平成22年12月に支給する期末手当に関する第7条の規定の適用については、同条ただし書き中「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とあるのは「100分の137.5」とあるのは「100分の150」とする。

附 則（平成21年3月31日熊県大規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月25日熊県大規則第1号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年11月27日熊県大規則第3号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日熊県大規則第6号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日熊県大規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月18日熊県大規則第6号）

（施行日）

- 1 この規則は平成26年12月18日から施行する。ただし、改正後の第7条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
（期末手当に関する経過措置）
- 2 平成26年12月に支給する期末手当については、第7条の

<p>規定を適用し、同条ただし書き中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の規則を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみならず。</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この規則は、平成28年3月17日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項の規定は、平成28年4月1日(以下「切替日」という。)から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の公立大学法人熊本県立大学役員給与規則(以下「改正後の役員給与規則」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。</p> <p>3 改正後の規則を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみならず。</p> <p>4 切替日の前日から引き続き任期を有する役員の受ける基本給月額が、同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日(切替日から平成30年3月31日までの間に任期の末日を迎える役員にあたっては、当該任期の末日)までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>附 則 (平成29年12月21日熊本県大規則第7号) (施行日)</p> <p>1 この規則は、平成29年12月21日から施行する。ただし、改正後の第7条の規程は、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>(期末手当に関する経過措置)</p> <p>2 平成29年12月に支給する期末手当に係る改正後の第7条の規定の適用については、同条ただし書き中「100分の172.</p>	<p>規定を適用し、同条ただし書き中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の規則を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみならず。</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この規則は、平成28年3月17日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項の規定は、平成28年4月1日(以下「切替日」という。)から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の公立大学法人熊本県立大学役員給与規則(以下「改正後の役員給与規則」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。</p> <p>3 改正後の規則を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみならず。</p> <p>4 切替日の前日から引き続き任期を有する役員の受ける基本給月額が、同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日(切替日から平成30年3月31日までの間に任期の末日を迎える役員にあたっては、当該任期の末日)までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>附 則 (平成29年12月21日熊本県大規則第7号) (施行日)</p> <p>1 この規則は、平成29年12月21日から施行する。ただし、改正後の第7条の規程は、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>(期末手当に関する経過措置)</p> <p>2 平成29年12月に支給する期末手当に係る改正後の第7条の規定の適用については、同条ただし書き中「100分の172.</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>5」とあるのは「100分の180」とする。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の規則を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>附 則 (平成30年12月27日熊県大規則第8号)</p> <p>(施行日等)</p> <p>1 この規則は、平成30年12月27日から施行する。ただし、改正後の第7条の規程は、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>(期末手当に関する経過措置)</p> <p>2 平成30年12月に支給する期末手当に係る改正後の第7条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の規則を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。</p>	<p>5」とあるのは「100分の180」とする。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の規則を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>附 則 (平成30年12月27日熊県大規則第8号)</p> <p>(施行日等)</p> <p>1 この規則は、平成30年12月27日から施行する。ただし、改正後の第7条の規程は、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>(期末手当に関する経過措置)</p> <p>2 平成30年12月に支給する期末手当に係る改正後の第7条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の規則を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。</p>
<p>5」とあるのは「100分の180」とする。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の規則を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>附 則 (令和元年12月26日熊県大規則第6号)</p> <p>(施行日等)</p> <p>1 この規則は、令和元年12月26日から施行する。ただし、改正後の第7条の規程は、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>(期末手当に関する経過措置)</p> <p>2 令和元年12月に支給する期末手当に係る改正後の第7条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の規則を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。</p>	<p>5」とあるのは「100分の180」とする。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の規則を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>附 則 (令和元年12月26日熊県大規則第6号)</p> <p>(施行日等)</p> <p>1 この規則は、令和元年12月26日から施行する。ただし、改正後の第7条の規程は、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>(期末手当に関する経過措置)</p> <p>2 令和元年12月に支給する期末手当に係る改正後の第7条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の規則を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。</p>

<p>附 則 (令和2年12月1日熊本大規則第4号) この規則は、令和2年12月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和3年3月17日熊本大規則第10号)</u> <u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 (令和2年12月1日熊本大第4号) この規則は、令和2年12月1日から施行する。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------

令和2年度（2020年度） 給与改定のお知らせ

令和2年（2020年）12月
総務部人事課

令和2年11月定例県議会において給与関係条例が改正され、以下のとおり給与改定が実施されることとなりました。

1 期末手当

支給割合を次のとおり改定。

【令和2年（2020年）12月期】

- ① 一般の職員の期末手当 1. 3月分 → 1. 25月分
(特定幹部職員の期末手当 1. 1月分 → 1. 05月分)
- ② 特定任期付職員・任期付研究員の期末手当
1. 7月分 → 1. 65月分

【令和3年（2021年）6月期及び12月期】

6月期と12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ均等に配分する。
年間の支給割合は令和2年度（2020年度）改定後と同じ。

(参考) 期末手当・勤勉手当の支給割合

一般の職員 ※ () 内は特定幹部職員

	改定前		R2改定後		R3年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1. 3 (1. 1)	1. 3 (1. 1)	1. 3 (1. 1)	1. 25 (1. 05)	1. 275 (1. 075)	1. 275 (1. 075)
勤勉手当	0. 95 (1. 15)	0. 95 (1. 15)	(改定なし)		(改定なし)	
合計	4. 5		4. 45		4. 45	

再任用職員 ※ () 内は特定幹部職員

	改定前		R2改定後		R3年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	0. 725 (0. 625)	0. 725 (0. 625)	(改定なし)		(改定なし)	
勤勉手当	0. 45 (0. 55)	0. 45 (0. 55)	(改定なし)		(改定なし)	
合計	2. 35		2. 35		2. 35	

特定任期付職員及び任期付研究員

	改定前		R2改定後		R3年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1. 7	1. 7	1. 7	1. 65	1. 675	1. 675
合計	3. 4		3. 35		3. 35	

特別職（知事、副知事、教育長、常勤監査委員、病院事業管理者及び議員）

	改定前		R2改定後		R3年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1. 7	1. 7	1. 7	1. 65	1. 675	1. 675
合計	3. 4		3. 35		3. 35	

※会計年度任用職員については、令和3年6月期から適用する。（支給割合は一般の職員の期末手当と同じ）

